

新城市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（案）のパブリックコメント結果

意見番号	提出された意見等（原文のまま掲載）	新城市の考え方
1	<p>市民が税金を支払って住んでいる以上、住み良い環境にいられるということが一番だと思います。有害な物質とか悪臭とか日々その中にさらされたら健康を害します。緑に囲まれたこの新城いつまでも住み良い環境にしておいてほしいです。企業優先よりも一般市民の健康第一です。新城市の条例として「人が住む何キロ四方は禁止」と決定してほしいです。いつまでも美しい新城、住み良いところであってほしいと願っています。</p>	<p>市内において、産業廃棄物の処分業等を行う場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等により、愛知県知事の「産業廃棄物処分業の許可」等が必要となります。この許可申請には、土地の所有者及び隣接土地の所有者の同意を必要としています。一定の要件を満たせば、許可されることになり、地域住民へ説明もなく事業が進めば、感覚公害といわれる騒音・振動・悪臭に伴うトラブルが懸念されます。</p> <p>このため、この条例で、事業者が、許可権限を有する県に申請をしようとする場合、事前に、事業概要の公開、地域住民への説明会、環境保全協定の締結等の所定の手続きを定め、地域の生活環境の保全を図るものです。</p>
2	<p>一番肝心な事は新城市が東三河の水源地であるということである。</p> <p>水は空気と同様命の源である。水源地に産業廃棄物処理施設を持つてくることは、いかなる名目があったとしても、全面否定しなければならない。新城市は東三河の水源地として、新城市のみならず東三河の住民の生活と命を守る責務がある。過疎化の進む地域には産廃がやってくることは確実である。それを拒否することは新城市の使命である。自然を守り維持することが新城市を持続可能な社会にすることは自明の理である。この原則を条例の最初に規定すれば事足りる。水源地である新城市は産廃関連の施設や処分場は認めないという規定である。これを世界に表明する必要がある。</p> <p>9月議会で指摘されたように、ひのき峠や鳥原の既に閉鎖された処分場から有毒物質が豊川に流れ込んでいる可能性もある。日々の水質検査が必要となるが、新城市に永遠にチェックし続ける余裕はない。県に依存せざるを得ないのが現状である。水源地である新城市は産廃を認めるような条例を作ってはならない。</p>	<p>私たちが日常生活をする中で廃棄物が発生します。廃棄物を減らすため、リデュース・リユース・リサイクルの取り組みを進めてはいますが、利用できないものが廃棄物として残ってしまいます。これらの廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に従い適正に処理することが、持続可能な社会を築くため重要なことでもあります。</p> <p>廃棄物は、家庭から出る一般廃棄物と、工場等からの事業活動により生じた産業廃棄物に分けられます。産業廃棄物の処理にあつては、産業廃棄物の処分業に係る許可が必要となり、この許可権限は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、一般の市町村の区域においては、愛知県にあります。この許可申請に際して、県へ申請書の提出する前に、事業概要の公開、地域住民への説明会、環境保全協定の締結等の手続きを定める条例です。</p> <p>したがって、この条例は、産廃施設を認めていくものではなく、事業者が産廃事業を行おうとする場合には、地域住民への十分な説明と地域住民の合意を得てから、事業を進めていただくことにより、地域の生活環境の保全を目的としています。</p>

新城市産業廃棄物等関連施設の運用の指導に関する条例（案）のパブリックコメント結果

意見番号	提出された意見等	新城市の考え方
—	(意見なし。)	—